

大気汚染常時監視における自動車排ガス測定局(神明)の廃止について(報告)

1 概要

(1)大気汚染常時監視

大気汚染防止法に基づき大気中の大気汚染物質の濃度を常時監視(測定)する業務。
国の事務処理基準(※)に基づいて必要な場所に測定局を設置し、測定している。
本市の測定局:13局(一般環境測定局11局+自動車排ガス測定局2局)。

神明自動車排出ガス測定局(神明局)は下図の⑬。

※「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」
(平成13年5月環境省、令和8年5月最終改正)。

※丸子自動車排出ガス
測定局(丸子局):⑫



(2)静清バイパスの高架化

上り線は令和8年度内に開通の見込み。

大気汚染常時監視における自動車排ガス測定局(神明)の廃止について(報告)

2 経緯及び方針

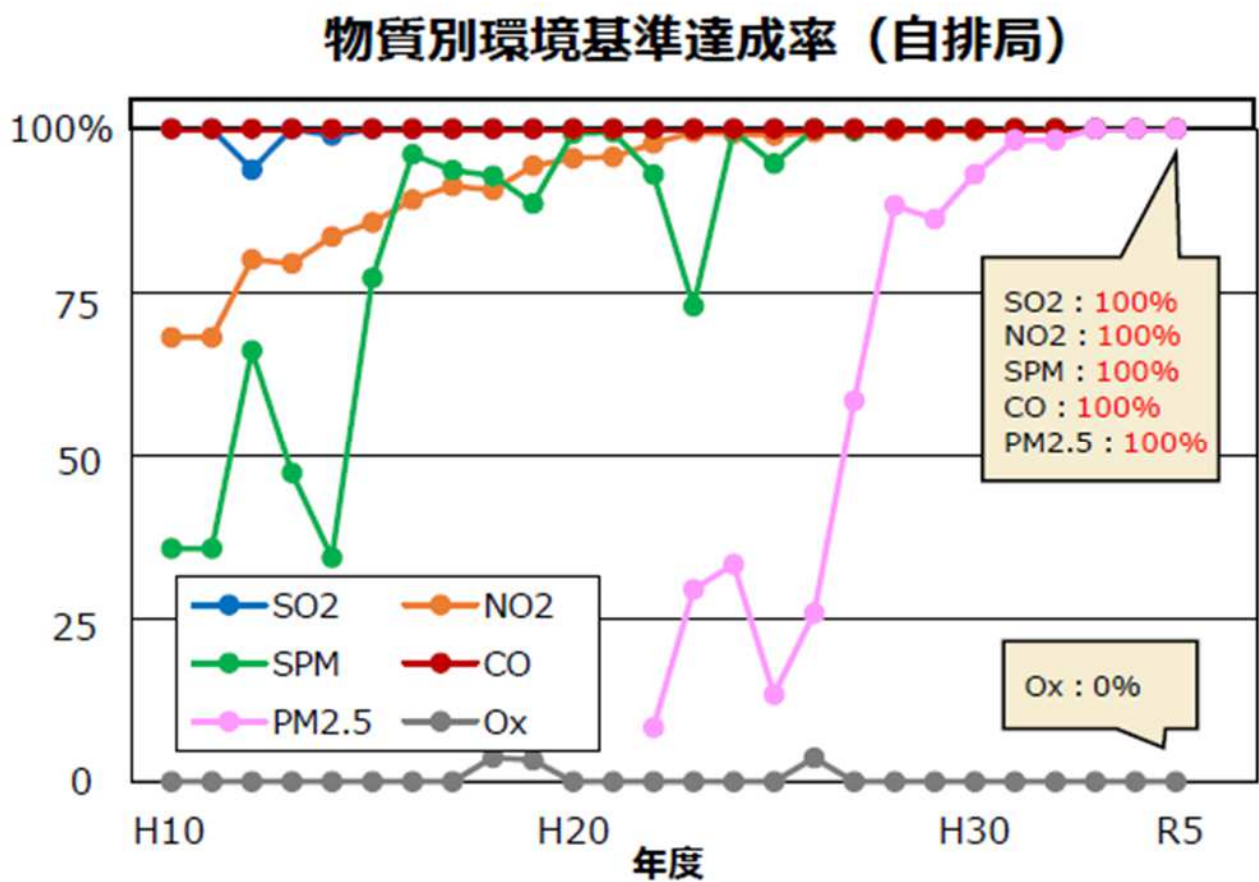
- (1)高架化工事中の国道1号静清バイパス近傍に設置されている神明自動車排出ガス測定局(自排神明局)について、長年環境基準を達成していることと、高架化後には自排局として適さない立地となるため、同局を廃止する。
- (2)自排神明局にて測定していた静清バイパスの自動車による大気汚染物質の常時測定は、既存の丸子自動車排出ガス測定局(自排丸子局)にて継続する。



3 近年の大気汚染状況(全国)

近年、大気汚染の状況は改善し、ほとんどの測定局で環境基準を達成。
主な理由：

- ・排出ガス規制、燃料対策
- ・車種規制、ハイブリッド車等の普及促進等

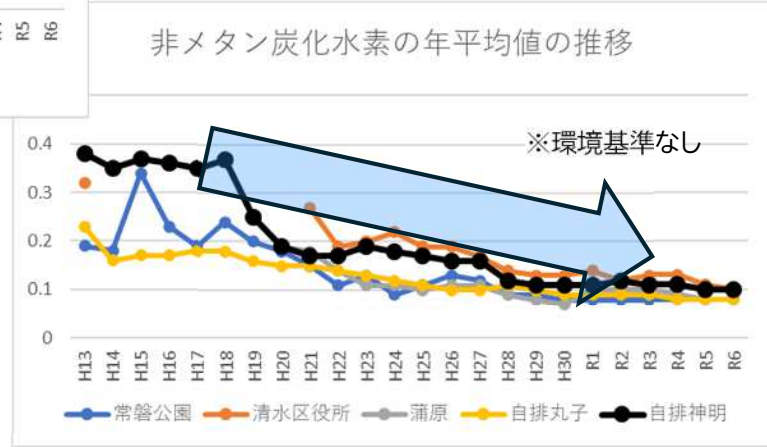
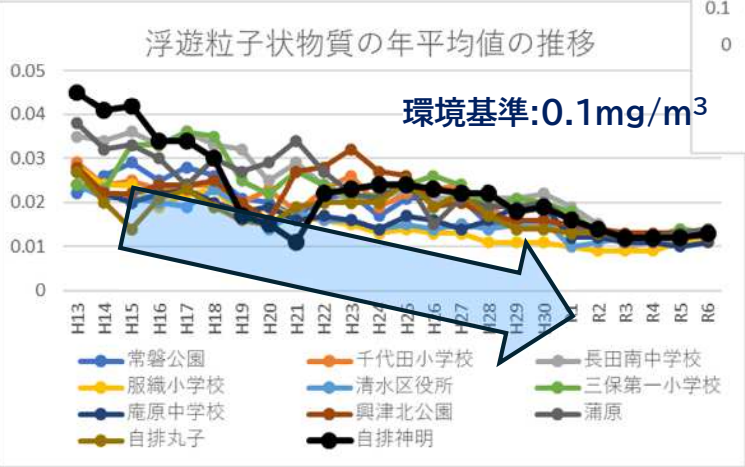
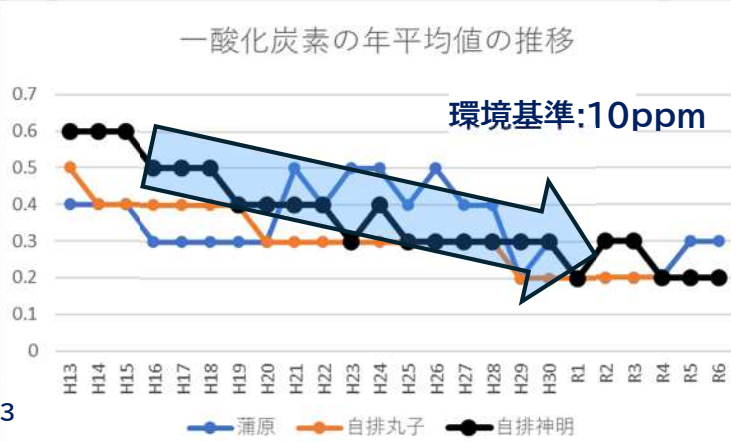
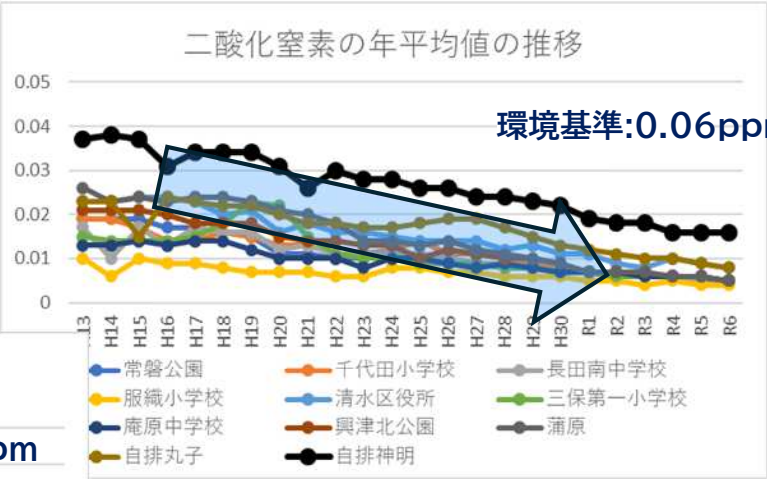
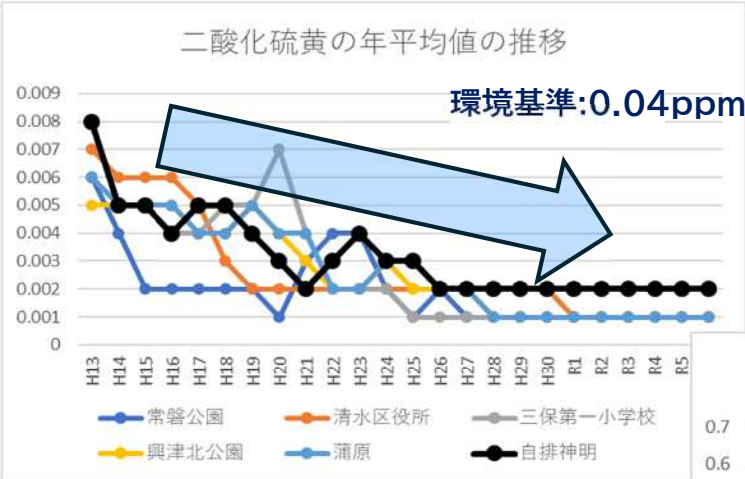


※2026年1月30日付け環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室作成資料から抜粋

大気汚染常時監視における自動車排ガス測定局(神明)の廃止について(報告)

3 近年の大気汚染状況(静岡市)

全国と同様の状況。測定対象の各物質の濃度は、減少又は低水準で横ばい。
環境基準がある物質は、長年基準を達成している。

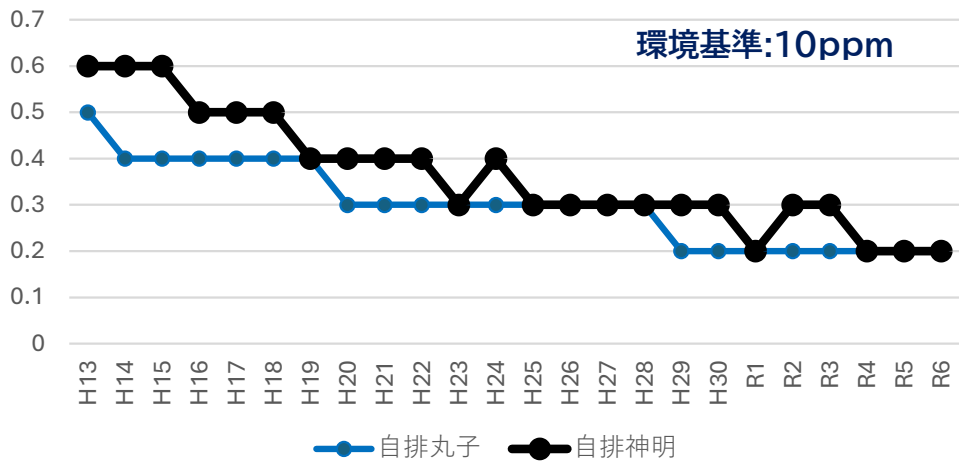


大気汚染常時監視における自動車排ガス測定局(神明)の廃止について(報告)

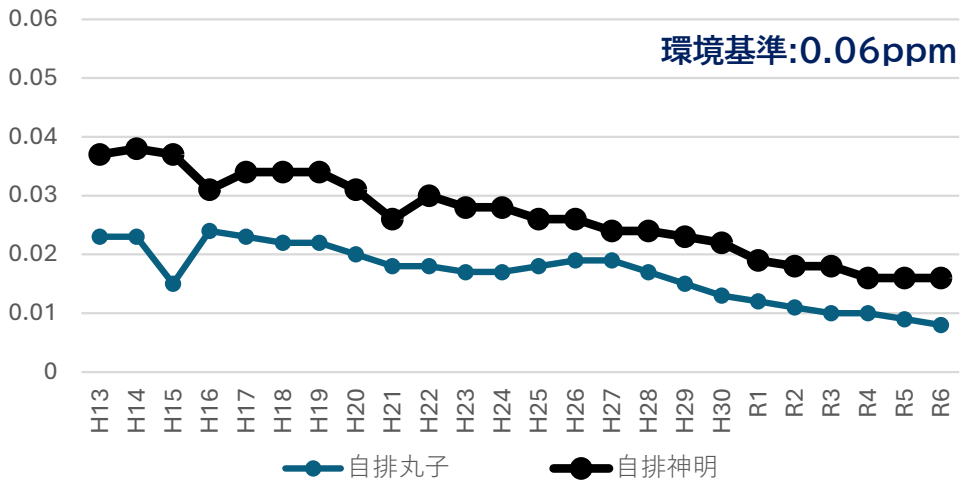
3 近年の大気汚染状況(自排神明局と自排丸子局の比較)

両局の測定値に、ほとんど差はない。

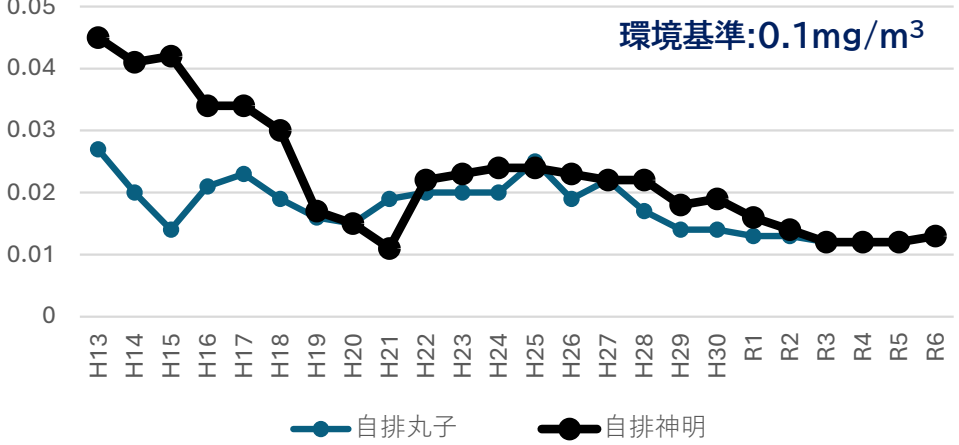
一酸化炭素の年平均値の推移



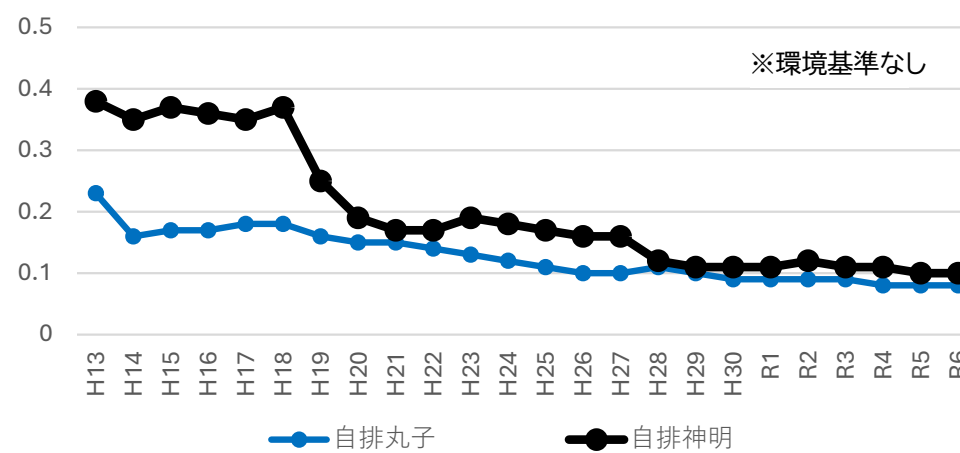
二酸化窒素の年平均値の推移



浮遊粒子状物質の年平均値の推移



非メタン炭化水素の年平均値の推移



4 廃止する理由

(1)高架化により、自排局の条件を満たさなくなる

- ・自排局の条件：
 - ①交通量
 - ②道路のそば(水平距離・高さ)
 - ③発停車の繰り返し(交差点等) 等
- ・高架化され交差点でなくなると：
 - 自排局の条件を満たさなくなる

(2)自排神明局と同程度の交通条件を満たす測定箇所がない(次頁参照)

- ・自排神明局付近の交通量は市内トップクラス(6万台/日超)である。
同水準の場所は市内に5地点。
 - ①自排神明局, 自排丸子局付近
高架ではなく、信号のある交差点あり。
 - 排気ガスの監視適地。従前から測定を実施。
 - ②残り3地点:高架で、交差点なし。自排局としての条件を満たさない。
- ・事務処理基準上、同地点での継続した測定が好ましいとされている。
市内各局で環境基準を達成している現状も踏まえ、測定局を新設する必要性はない。

大気汚染常時監視における自動車排ガス測定局(神明)の廃止について(報告)

4 廃止する理由

(3)廃止後も、事務処理基準に定める測定局数を満たす

測定項目	基準局数 ※	現在の局数	廃止後の 局数	備考
二酸化硫黄	5	6	5	
二酸化窒素	10	11	10	
浮遊粒子状物質	10	11	10	
一酸化炭素	概ね2	3	2	
炭化水素	概ね5	5	4	環境基準なし

※ 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(事務処理基準)
(平成13年5月環境省、令和8年5月最終改正)。

※ 事務処理基準に定める測定局数を静岡市に当てはめて算定し、平成19年度の環境審議会にて確定した局数

(4)自排丸子局にて、国道1号静岡バイパスの監視を継続可能

自排神明局と自排丸子局の監視対象は同じ(国道1号静岡バイパス)。
そのため、自排丸子局での監視を継続する。

5 参考

(1)測定局数を減じた他自治体の例(抜粋)

自治体	廃止の理由
千葉市	バイパス道路の地下立体化
秋田県	近傍の火力発電所の廃止
東京都大田区等	環境基準達成率の高さ、他自治体の測定局と近接等

(2)静岡県との協議

県内の測定局の配置バランスを考慮のうえ、廃止について特段意見はない、との見解。

6 結論

自排神明局は廃止し、国道1号静清バイパスの監視は自排丸子局にて継続する。

大気汚染常時監視における自動車排ガス測定局(神明)の廃止について(報告)

